

柴監告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年7月4日

柴田町監査委員 中山政喜

柴田町監査委員 我妻弘国

記

平成24年度財政援助団体等に対する監査（平成23年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成24年5月23日（柴監告示第5号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月1日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>概算払の補助金の事務手続において、柴田町補助金等交付規則の規定との関係で翌年4月20日までに実績報告書を受理しているものが見受けられた。補助金の会計年度の支出区分は、相手方の行為の完了のあった後に補助金を支出するもの（精算払）の場合は当該行為の履行があった日の属する年度となり、概算払の場合は支出負担行為をした日の属する年度となるが（地方自治法施行令第143条第4号、第5号）、概算払の場合は、当該支出を確定する行為として、その履行の確認も支出負担行為と同一年度において行わなければならないものである。履行の確認を補助金の実績報告書で行うのであれば、年度内に確認</p>	<p>補助事業者等からの実績報告は、柴田町補助金等交付規則に定めるところより補助事業等が完了したとき若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならないとされている。</p> <p>今後、単年度会計の原則に基づき、年度内に業務の完了を確認し、その後に実績報告を受けるよう徹底する。</p>	<p>財政課</p>

<p>しておくことになる。概算払による補助金の履行の確認は、年度内に行うようにするとともに、関係規定の考え方を整理していただきたい。</p>		
--	--	--

平成24年度財政援助団体等に対する監査（平成23年度補助金等に関する団体）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成24年6月25日（柴監告示第6号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月 1日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(2) 柴田町社会福祉協議会</p> <p>・町社会福祉協議会事業（運営）補助</p> <p>平成22年度までは町からの補助の不足分が社会福祉協議会の預金で補われていたが、平成23年度は補助内容の見直しに加え、震災等に係る助成金の配分もあり、預金の取崩し額が減少する等の効果が表れている。震災等に係る助成は一時的なものであることなどから、町の補助に頼らない財政的に自立する方向を目指し、受託事業分野の開拓など新規事業の掘り起こし等を進め、町からの補助への依存度が逡減していくように取り組んでいただきたい。</p> <p>・地域生活支援事業補助</p> <p>行政区が主体となって実施する各種行事への社会福祉協議会が行う助成事業を対象とするもので、主体性は行政区にあるものの、企画立案等で社会福祉協議会が側面から支援することは重要であり、社会福祉協議会の役割と地域の期待は大きいものと思われる。今後、高齢化がますます進む中で、社会福祉協議会として地域支援のあるべき姿を検討し、地域支援の方向性を明確にしていきたい。</p>	<p>社会福祉協議会と協議をしながら、委託事業での事務費管理費の計上など、適正な委託料の設定に努め、自己財源の確保に配慮した。</p> <p>新規分野の開拓についても今後の自主財源の確保に向けての意識付を指導した。</p> <p>地域生活支援事業については地域の社会資源と地域の連携・協働による事業として定着してきている。現在31地区33団体が実施しているが、まだ未実施の地区もあり、25年度は、未実施の地区に対し働きかけを行い、次年度以降は本来の社会福祉協議会の事業として実施していく。</p>	<p>福祉課</p>

平成24年度随時監査（平成23年度町営住宅の管理運営）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成24年7月11日（柴監告示第7号）

(2) 措置通知があった年月日 平成25年7月 1日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 並松住宅は、老朽化が著しく建替えが必要となるが、現在、二本杉町営住宅2号棟新築工事が施工中であり、今後、3号棟の建設予定等もあるため、並松住宅の建替えの事業化には至っていない。その一方で、町営住宅の下水道整備については、並松住宅だけが未整備であり、下水道整備計画では、並松住宅周辺地区の事業着手は3年後と想定されている。幹線水路の完了後7年以内を目途に各家庭は汚水設備の整備をするよう求められており、町営住宅に係る部分は管理者である町が負うことになるため、一般家庭と同様に整備する必要がある。</p> <p>現況下で並松住宅の下水道整備を行うには、併せて住宅の大規模改修が必要となることも想定され、建替時期と構想に多大な影響を与えかねないことから、下水道・町営住宅の双方の事業において unnecessary 設備投資が生じないように、下水道事業の着手時までに関係課で検討し、方向性を出していただきたい。</p>	<p>引き続き上下水道課及び関係機関と協議・確認を行いながら検討を進めたい。</p> <p>並松町営住宅は高齢の入居者が多く、建替えについての不安もあると思われる。正しい情報提供を行いながら、建替え計画（調査・全体計画・基本設計等）を出来るだけ前倒し（H28年度→H27年度）して実施することを検討している。</p>	<p>都市建設課</p>
<p>(2) 496戸の町営住宅（木造、RC構造）があり、築40年を超えるものも増えてきていることから、改修や建替えが必要とされる住宅が多くなっている。入居者からの修繕要求は年間300件を超え、その都度、職員が現状を確認して修繕することになるが、要修繕箇所があっても予算等の関係で限定した対応とならざるを得ない状況である。住宅管理運営の観点から、町営住宅全体の修繕計画（部分補修・大規模改修・改築、時期、予算規模等）を策定する必要があるもの</p>	<p>町営住宅全体の修繕計画（部分補修・大規模改修・改築、時期、予算規模等）については、平成22年度に策定した柴田町公営住宅等長寿命化計画の見直し（5年毎、平成27年）と合わせて、引き続き調査・検討を行う。喫緊に必要な修繕を行い、入居者の住環境改善や安全対策を講じたい。</p> <p>【平成25年度の取り組み】</p> <p>①西船迫住宅の外壁外改修（長寿命化対策）…船岡駅前住宅等次年度以降も継続して改修を実施していきたい。</p> <p>②町営住宅の避難設備改修、神山前住宅の各住戸内の分電盤改修、並松住宅の木</p>	<p>都市建設課</p>

と考える。	造住宅 2 棟の解体等の実施。	
-------	-----------------	--

平成 2 4 年度定期監査（平成 2 3 年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成 2 4 年 7 月 2 5 日（柴監告示第 1 0 号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成 2 5 年 7 月 1 日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 現在、雨水対策が問題となっている地区として、槻木地区、船岡西二丁目地区、船岡南一丁目地区、西船迫地区及び西住地区があり、西住地区は下水路事業として上下水道課が担当し、槻木地区外の地区は都市排水路として都市建設課が担当し、浸水被害の解消に取り組んでいる。槻木地区については、名取用水への排水を基本に排水計画の検討を行っているが、議会の一般質問で度々取り上げられるなど、地区での改修方針に対する理解が十分とは言い難い。西住地区については、鷺沼排水路の改修計画が地区に示され、補助事業として関係機関との調整に入っており、改修時期の目安等は理解されているものの、豪雨の度に小学校を中心とした地域が孤立している事実を行政は直視する必要がある。</p> <p>住民に安心と信頼感を持たせるためにも、槻木・船岡・西船迫の各地区においては全体計画を提示し、計画が進行している西住地区においては当面の対策を示すなど、雨水対策に取り組む姿勢を明確に示していただきたい。</p>	<p>船岡西地区、船岡南地区で平成 2 4 年度に行った基礎調査に基づく説明会を開催した。槻木地区については、名取用水の四日市場に分水門が整備され、その効果を確認することになっている。船岡・槻木地区については、平成 2 5 年度に、基礎調査の検討案の実施に向けた詳細調査と実施設計を予定している。西船迫地区については、一部雨水対策工事を実施していく。</p> <p>鷺沼排水区の雨水工事については、平成 2 5 年度より県道と JR 線路間の水路整備を着手する。また、調整池整備にあたり公園の使用が規制されることから、7 月に説明会を開催し、進捗状況とこれからの予定を説明する。</p>	<p>都市建設課</p> <p>上下水道課</p>
<p>(2) 町の施設のうち 6 0 施設について、行政区、社会福祉法人、一般社団法人等を指定管理者に指定して施設の管理・運営等を委託しており、対象施設は、地区集会所、構造改善センター等の地域活動拠点施設、福祉関連施設、交流施設など多岐にわたっている。これら施設の管理に要する費用については、利用料金で賄うもの、利用料金で管理受託者収入とし</p>	<p>指定管理者の更新時に担当課から提出された指定管理に要する経費の算出や実績を踏まえての課題を指定管理者選定委員会において精査し、次期協定に反映させる。</p>	<p>財政課</p>

<p>た以外に指定管理料を支出しているもの、使用料として町の歳入に入れた以外に指定管理料を支出しているものなど、様々である。いずれにしても、指定管理料として支出している場合は、施設管理費の収支と指定管理料の額の算定基礎をそれぞれ明確にしていきたい。</p>		
<p>(3) 「花のまち柴田」をキャッチフレーズに柴田町を全国に売り込もうとしているが、核となる施設等の管理運営は所管課それぞれが担っている。商工観光課は観光行政、まちづくり政策課は「花回廊」と船岡城址公園山頂の「コミュニティガーデン花の丘」、農政課は「柴田町物産交流館の直売所と太陽の村」、都市建設課は都市公園としての「船岡城址公園」を担当している。各課での事業が所掌範囲を越えることはなく、縦割りでの展開のように見受けられる。特に「太陽の村」に関しては建設の経緯もあり、農政課が全てを担っている。「花のまち柴田」は花回廊、船岡城址公園及び太陽の村で構成されており、訪れる観光客を案内することになる「花回廊と史跡めぐり」を中心とした観光ガイドと「里山」をテーマとした里山ハイキングガイドの養成は、都市建設課と農政課がそれぞれ担当しているが、柴田町の良さを紹介することになるガイドの養成事業は、生涯教育の観点からも担うべき部署は他にもあると考えられる。</p> <p>第5次柴田町総合計画で「柴田町のあるべき姿」を打ち出し、その一つに「花のまち柴田」を掲げており、実現に向け組織を挙げての取組が重要となるが、各課の連携が機能しているとは言い難い。トップダウンは必要であるが、トップが思い描く青写真を実現していくためには、トップの意図を汲み取り、各課を束ねていく部署が必要と考えられる。既に事業は動いており、「花のまち柴田」で観光客の増加に結び付けるためにも、早</p>	<p>○都市建設課、商工観光課、まちづくり政策課が横割りの意識で船岡城址公園の整備に取り組むべく、情報共有の手法を次のように決め運用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システムの有効活用を図り、情報を共有している。職員ポータルサイト上に「船岡城址公園関連」フォルダを設定し、職員全員が閲覧可能にし、上記3課が具体的な事務事業について随時更新している。また、船岡城址公園内で開催されるイベントについても、職員ポータルサイト上の「柴田町行事予定」に掲載している。 ○ガイド養成事業については、都市建設課や農政課が、それぞれの目的に沿って展開している。 ○新たな部署は設置していない。上述したとおり、情報共有の手法を効率化して、関係課相互の事業について理解しながら、各々がその役割を専門的に執行している。 	<p>まちづくり政策課</p>

急に実務の意思決定を行う部署を明確にして取り組んでいただきたい。		
----------------------------------	--	--

平成24年度定期監査（平成24年度財務事務の執行及び財産の管理状況）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成25年2月20日（柴監告示第9号）

(2) 措置通知があった年月日 平成25年7月 1日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 保育児童の中には障害等を抱える子ども相当数おり、精神的に疲れている保護者の方も少なからずおられるとのことであり、臨床心理士の先生の助言を受けてカウンセリングを行う等、全職員で対応しているが、家庭環境等の問題もあり、その対応に苦慮しているのが実態のようである。</p> <p>また、保育所・児童館等に勤務する職員の大半は保育士の資格を有するが、半数強が臨時職員である。町の定数適正化計画に伴う削減により正職員の数が減少していく中で、保育士も例外なく退職し、その分臨時職員への依存度が増している。新規採用の職員を育てるのに半年を要するとも言われ、柴田町で育成・指導した職員が雇用条件とはいえ雇用期間満了後に柴田町を離れ、他の自治体で長期間活躍している現実もある。</p> <p>他の自治体が行っている人材確保の取組も参考に、育てた人材の流出を防ぐために雇用形態の見直しを含めた労働条件の改善に努め、保育士が安心して保育に携わることができる環境整備を図っていただきたい。</p>	<p>臨床心理士の巡回指導を毎月計画的に実施し、むつみ学園での研修会に各施設の支援担当者が出席し、専門性を高め、コーディネーターとして各施設の相談的存在に育てていく。</p> <p>保育士の確保については、特区制度を活用し3年間の雇用を行っている。今後も他の自治体で行われている「任期付き正職員」の採用や労働条件などを調査研究をし、保育士の確保を行っていく。</p>	子ども家庭課
<p>(2) 柴田町母子生活支援施設山下荘は、昭和54年に改築した鉄骨2階建ての建物であり、現在の入居世帯は2世帯で、空き室の劣化が目立ってきている。</p> <p>施設の運営費については県が一部を負担しているが、県内で市を除き、町村で管理運営しているのは、現在、柴田町と加美町の2か所である。施設の特殊性は理解するものの、町村が運営主体とな</p>	<p>現在、母子生活支援施設への入所者の状況は、DV被害者が大半であり、入所者については県、市の保健福祉事務所からの委託措置者である。今後も状況は変わらないと見込まれることから、県内の他施設の動向を確認し、施設の在り方を検討していく。</p>	子ども家庭課

ることの必然性、施設の老朽に伴う更新や施設の性質上柴田町民の利用は考えられないこと、等々の問題もあり、施設を柴田町で保持していくことの妥当性について検証していただきたい。

また、DVから守るための公的施設は社会的にも必要性が求められるものであるが、町の単独対応ではなく広域的対応が望ましいことから、県等の上位機関による施設の設置について、今後、働きかけていただきたい。

